

栄町福祉有償運送サービス特区

都道府県名：	千葉県	
申請主体名：	栄町	
区域の範囲：	千葉県印旛郡栄町の全域	

特区の概要： 本町では、福祉サービスの一環として福祉タクシーサービス事業を展開しているが、通院に限定したサービスとなっており、移動制約者からは福祉有償運送の要望が多く寄せられている。移動制約者の多くは福祉車両を必要とせず、一般車両での移送で充分対応できることから、セダン型車両による福祉有償運送を実施し、移動手段の選択肢を広げ、より多くの移動制約者の外出需要に対応する。これにより福祉輸送サービスの活性化を図り、既存の社会福祉法人、NPO法人等の活力を引き出し、住み慣れた地域で全ての人がいきいきと生活できる地域社会の創出と、地域福祉の推進を図る。

適用される規制の特例措置： ・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用

